

新たな行政改革等の計画を策定

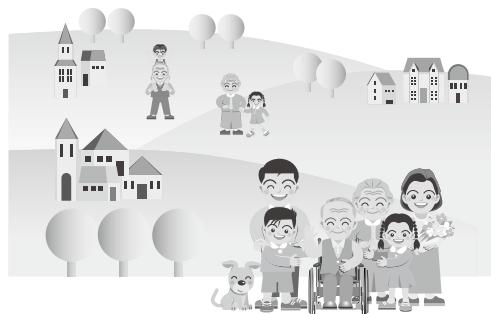
市では、今後5年間の新たな行政改革等の取り組みとなる『小松島市行政改革「集中改革プラン(第二幕)』』を策定しましたので市民の皆様に公表いたします。

1. 計画策定への取り組み

市では、財政非常事態宣言を受け平成17年度から平成21年度の5カ年を計画期間とする小松島市行政改革「集中改革プラン」により、中学校の給食調理業務・資源ごみ収集業務の民間委託や保育所の民間移管、職員数（平成17年4月1日510名から平成22年4月1日440名、70名減、13.7%減）・職員給与の削減（市長給与25%カット、副市長・教育長給与10%カット、管理職手当25%カット、一般職員給与3～7%の給与カット）をはじめとして経費の削減を行ってまいりました。これらにより、平成20年度の普通会計ベースの単年度収支では6年ぶりに黒字決算となりました。しかし、約5億8300万円の累積赤字は依然として解消されておりません。本計画は、昨年6月に市民の代表者、有識者などから組織された「小松島市行政改革推進懇話会」の提言書、計画素案に対する市民の皆様の意見（パブリックコメント）および小松島市議会の提言書を基に策定しており、計画期間における財政健全化への取り組みを推進していきます。

2. 小松島市行政改革「集中改革プラン(第二幕)」の目標

- ・継続的な単年度収支の黒字化
- ・累積赤字の解消
- ・人口減少社会においても継続可能な行財政システムの確立



3. 推進期間

平成22年度から平成26年度までの概ね5年間とします。

4. 具体的な取り組み

- ・民間委託・民営化の推進（ごみの収集業務、学校給食業務等）
- ・出先機関の見直し（市立保育所、幼稚園、小中学校、市営住宅、出張所業務等）
- ・定員管理の適正化（平成22年4月1日の職員数440人、平成27年4月1日の目標職員数399人）
- ・歳入の確保（市税徴収率の向上、使用料・手数料の見直し、住宅家賃など未収金の回収等）
- ・市民参加・市民との協働（広報紙の発行、市長の出前行政相談、市政モニター制度、委員の公募等）

など、さらに行財政の健全化に取り組みます。

5. 詳細な内容

小松島市ホームページ（<http://www.city.komatsushima.tokushima.jp/>）に掲載されているほか、市民生活課総合案内窓口（市役所1階）および総務課政策情報室（市役所3階）においても配布いたしております。

お問い合わせは、市総務課政策情報室（☎32・2127）まで。

平成21年度中の情報公開制度と個人情報保護制度の実施状況 (平成21年4月1日～平成22年3月31日)

情報公開制度（議会への請求は除く）

個人情報保護制度

開示請求件数は26件
内訳は、

全面開示決定8件

非開示決定9件（理由内訳

）
||個人情報該当3件、文書

不存在6件

部分開示決定6件（理由内訳

）
||個人情報該当3件、文書

不存在3件

取り下げ3件

自己情報の開示請求件数は2件で、いずれも開示されています。
※両制度とも非開示決定等について行政不服審査法に基づく不服申立てはありませんでした。

詳しくは、市総務課行政担当（☎32・2111）まで。

市役所からの5月の月末支払日 5月27日・28日・31日の3日間

《年度末窓口》

市役所からの一般の支払日は、毎月末の2日間（土・日・祝除く）となっていますが、5月は、平成21年度の出納閉鎖のため、通常の月末の2日間でなく次の3日間とします。

【支払日時】5月27日（木）、28日（金）、31日（月）の3日間。
午前9時から正午まで。午後1時から3時まで。（時間厳守）
【支払場所】市会計課（市役所1階☎32・2116）まで。